

令和 6 年度

認知症看護認定看護師教育課程

特定行為研修を組み込んでいる教育課程（B 課程）

募 集 要 項



公益社団法人 兵庫県看護協会

日本看護協会 資格認定制度 認定看護師

1. 認定看護師とは

制度の目的

認定看護師制度は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的としています。

認定看護師とは、本会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められた者をいいます。

役割

認定看護師は特定の看護分野において、以下の3つの役割を果たします。

1. 個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。（実践）
2. 看護実践を通して看護職に対し指導を行う。（指導）
3. 看護職等に対しコンサルテーションを行う。（相談）

認定看護分野

認定看護分野とは、高度化及び専門分化する保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として制度委員会が認めたものをいいます。

2. 認知症看護認定看護師教育課程教育目的

- 1) 認知症看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する能力を育成する。
- 2) 認知症看護分野において、看護実践を通して看護職に対して指導を行える能力を育成する。
- 3) 認知症看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。
- 4) 認知症看護分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。

3. 認知症看護認定看護師教育課程 期待される能力

- 1) 高い臨床推論力と病態判断力に基づいて、認知機能障害及び身体疾患の合併による影響をアセスメントし、治療的援助を含む健康管理を行うことができる。
- 2) 認知症の発症からエンドオブライフまで、住み慣れた地域あるいは在宅で生活を継続できるよう、症状マネジメント及び生活機能の評価と支援、家族支援を行うことができる。
- 3) 認知症の人がもてる力を発揮できるよう生活・療養環境を調整することができる。
- 4) 認知症の人の権利を擁護し、あらゆる場において認知症の人の意思が適切に反映されるよう、意思決定能力の評価、人的・物理的環境の整備、認知機能に応じた配慮ができる。
- 5) 地域包括ケアシステムにおいて、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしてケアサービス推進の役割を果たすことができる。
- 6) 認知症看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職への指導を行うことができる。
- 7) 認知症看護分野において、看護職等に対し、相談対応・支援を行うことができる。

4. コアとなる知識・技術

- 1) 認知機能障害及び身体症状をアセスメントし、認知症の行動・心理症状（BPSD）及びせん妄の予防と緩和を含めた症状マネジメントができる知識・技術
- 2) 認知症の病期に応じたコミュニケーション障害に対して、適切なコミュニケーション手段を提案できる知識・技術
- 3) 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援ができる知識・技術
- 4) 認知症に関わる保健医療福祉制度に精通し、多職種や市町村等と連携し、協働できる知識・技術
- 5) 生活機能の評価し、認知症の人の生活拡充に向けた支援及び生活・療養環境調整ができる知識・技術
- 6) 介護状況と家族関係をアセスメントし、認知症の人の家族への心理的・社会的支援ができる知識・技術
- 7) 身体所見等から病態を判断し、抗けいれん剤の臨時の投与、抗精神病薬の臨時の投与及び抗不安薬の臨時の投与ができる知識・技術

公益社団法人 兵庫県看護協会 認定看護師教育課程

1. 兵庫県看護協会の教育理念

兵庫県看護協会は、保健・医療・福祉のニーズの多様化、複雑化に柔軟に対応し、質の高い看護を提供できるよう、看護職の生涯にわたる学習を支援し、専門職としての自覚と誇りが持てる人材を育成する。

2. 兵庫県看護協会 認定看護師教育課程 B 課程教育理念

高度専門化する保健・医療・福祉の現場において、対象者の生命を守り、生活の質を高めることに貢献するため、あらゆる場で看護を必要とする対象に特定領域に関連した科学的根拠に基づき、熟練した看護技術を提供できる、水準の高い看護ケアの実践者を育成する。

3. 兵庫県看護協会 認定看護師教育課程 B 課程教育目的

- 1) 看護専門職業人として、自己の責任において継続的に研鑽し、変化する医療や社会のニーズに対応できる能力を養う。
- 2) 看護専門職として地域から急性期病院のあらゆる場において、高い臨床推論力と病態判断力に基づいて、対象を全人的に捉える能力を養う。
- 3) 多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を高める。
- 4) 看護専門職業人として質の高いサービスを提供するために、ネットワークを構築し活用できる能力を養う。

4. 兵庫県看護協会 認知症看護認定看護師教育課程（B 課程）の定員・受講期間

定 員 ： 20 名

受講期間 ： 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 （12 か月） 集中開講

5. 年間スケジュール

令和6年									令和7年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開 講 式	eラーニング (共通科目)		講義・演習・科目試験 (集合研修)				臨地実習 (認定看護分野 特定行為研修)		統合演習 修了試験		修 了 式

※ eラーニング期間中に、共通科目に含まれる演習・実習と、筆記試験のため5月、6月、7月に各2日間程度の登校日があります。

※ 実習施設（認定看護分野）は、近畿圏内の施設を予定していますが、遠方の施設が含まれることがあります。

6. 教育基準カリキュラム・授業時間

1) 教科目及び時間数

800時間（みなし時間で表記 *45分を1時間）

共通科目 380時間		認知症看護専門分野 195時間	
臨床病態生理学	40	認知症看護概論	30
臨床推論	45	認知症の病態生理・臨床診断・治療	45
臨床推論 医療面接	15	認知症看護における倫理	15
フィジカルアセスメント：基礎	30	認知症の人とのコミュニケーション	15
フィジカルアセスメント：応用	30	認知症の人のケアマネジメント	45
臨床薬理学：薬物動態	15	認知症の人の生活機能の評価と支援	30
臨床薬理学：薬理作用	15	認知症の人の家族支援	15
臨床薬理学：薬物治療・管理	30		
疾病・臨床病態概論	40	特定行為研修区分別科目 60時間	
疾病・臨床病態概論：状態別	15	栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	23
医療安全学：医療倫理	15	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	37
医療安全学：医療安全管理	15	※教育外カリキュラム含む	
チーム医療論（特定行為実践）	15	実習/演習 165時間	
特定行為実践	15	統合実習	15
指導	15	臨地実習	150
相談	15	※特定行為研修実習は時間ではなく	
看護管理	15	症例数が必要なため、別途実習期間があります	

2) 授業形態

- ① 講義・演習・実習は、週5日（月～金）を基本とする。原則、土日祝日を除く。
- ② 臨地実習は、週5日（月～金）を基本とする。原則、土日祝日を除く。
- ③ 共通科目と特定行為研修区分別科目の栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連のカリキュラムはeラーニングを基本としています。

※インターネット環境があれば、自宅や職場などで学習ができます。

※eラーニング学習期間中のサポートについて、eラーニング学習の進捗状況によっては、教員が相談に応じます。

- ④ 特定行為研修の臨地実習は、受講者の所属施設で行うことを基本とする。

継続した指導医の指導と、安全に活動する施設基盤が重要であり、教育課程修了後も特定行為の実践が安全に行われるよう、ご自身の所属施設で実習を行うことをお勧めします。所属施設で症例が経験できない、指導医が不在などの理由で所属施設での実習が困難な場合は、他施設実習を考慮します。

※所属施設で実習を行う場合、本会の特定行為研修協力施設として厚生労働省に届け出が必要となります。本課程合格後、届け出の書類準備についてお知らせします。

7. 修了要件

- 1) 教育基準カリキュラムで定める全教科目において、各教科目（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上の出席がある。
- 2) 教育機関の定める各教科目の試験に合格している。
- 3) 教育機関の定める修了試験に合格している。

令和6年度 入講審査 実施要項

1. 募集人員

20 名

2. 入講審査資格

- 1) 日本国の看護師免許を有する。
- 2) 看護師免許を取得後、通算5年以上^{注1)}の実務研修をしている。
- 3) そのうち通算3年以上は、特定の認定看護分野の実務研修^{注2)}をしている。

注1) 令和5年9月30日時点で看護実務経験が5年(60か月)以上であること

注2) 特定の認定看護分野の実務研修

- (1) 令和5年9月30日時点で通算3年(36か月)以上、認知症の人の多い施設(在宅ケア領域を含む)等での看護実績を有すること
- (2) 認知症の人の看護を5例以上担当した実績を有すること
- (3) 現在、認知症の人の多い医療・福祉施設(在宅ケア領域を含む)等で認知症の人の看護実践に携わっていることが望ましい。

3. 出願手続き

- 1) 出願申請書類の取り寄せ方法
兵庫県看護協会ホームページ(<https://www.hna.or.jp>)からダウンロードしてください。

研修案内 > 認定看護師 > 入講審査情報 > 出願申請書類一式より

- 2) 出願期間

令和5年9月1日(金) ～ 令和5年9月30日(土) 消印有効

- 3) 出願申請書類

- (1) 入講願書 (様式1)
- (2) 履歴書 (様式2)
- (3) 実務研修報告書 (様式3)
- (4) 勤務証明書 (様式4)
- (5) 推薦書(任意) (様式5) ※推薦書提出の有無に関わらず審査を受けることができます。
- (6) 事例要約 (様式6)
- (7) 審査票 (様式7)

- (8) 入講審査料振込控え貼付票（様式 8）
- (9) 看護師免許証の写し（A4 版縮小コピー）
- (10) 審査票郵送封筒（長型 3 封筒、404 円切手貼付、住所・氏名明記）
- (11) 出願申請書類一式確認リスト

4) 入講審査料

55,000 円（税込）（日本看護協会 会員・非会員問わず）

ゆうちょ銀行の振替払込請求書兼受領証に、審査を受けようとする者の氏名、勤務先及び入講審査料と明記し、次の口座に振り込みのうえ、振替払込請求書兼受領証のコピーを様式 8 に貼付してください。

【振込先】 ゆうちょ銀行

口座番号：00950-6-72155

口座名義：公益社団法人 兵庫県看護協会

※ 振替払込請求書兼受領証を領収証とし、原則として新たな領収証は発行しません。

※ 既納の入講審査料は、原則として返還できません。

※ 振込手数料は、各自ご負担ください。

5) 出願申請書類の提出方法

封筒の表に「入講審査申請」と朱書きし、簡易書留郵便で下記の宛先まで送付してください。

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-6-24

公益社団法人 兵庫県看護協会 認知症看護認定看護師教育課程（B 課程） 担当

6) 提出書類の審査・審査票の発行

提出書類一式を審査し、返信用封筒を用いて審査票を郵送します。

※ 入講審査日 5 日前までに審査票の届かない方は、認知症看護認定看護師教育課程（B 課程）担当へご連絡ください。

※ 審査票は、入講審査時に必ず携帯してください。審査票のない方は、入講審査を受けることができませんのでご注意ください。

7) 出願申請書類の不受理について

出願申請書類の記載不備・不足がある場合は、出願申請書類を受理できません。また、出願申請書類の記載不備の有無に関わらず、審査資格を満たさない場合も、出願申請書類は受理できません。

4. 入講審査

1) 審査科目

- 1 次審査：筆記試験（マークシート方式） 小論文
- 2 次審査：面接 ※1 次審査合格者のみ

2) 審査日程

- 1 次審査：令和5年11月18日（土）
- 2 次審査：令和5年11月19日（日） ※1 次審査合格者のみ 2 次審査を受ける事ができます。

※感染症及び天候等の影響により、審査日を以下に変更する場合があります。

入講審査予備日 1 次審査：令和6年1月6日（土）

2 次審査：令和6年1月7日（日）

3) 審査会場

公益社団法人 兵庫県看護協会会館

4) 感染対策

審査日当日は各自マスクを装着していただきますようお願いいたします。また発熱や体調不良などの症状がある方の来館はお断りいたします。これを理由とした追試験は行いませんのであらかじめご了承ください。

5. 入講選考

入講の選考は筆記試験および小論文試験、面接試験（面接試験は2 次審査合格者のみ）により実施し、その成績を入講審査委員会において審議し決定します。

6. 合否の通知

令和5年11月22日(水) 10:00

審査票の番号を兵庫県看護協会のホームページ上で公開します。

※令和5年11月27日以降、全員に結果を郵送します。電話やFAX での合否の問合せには、一切対応しておりません。

7. 入講手続き

入講手続き方法については、合格通知時に書類で案内します。

1) 納付金（全納）

(1) 入講料

日本看護協会員 : 55,000 円 (税込)

同 非会員 : 82,500 円 (税込)

(2) 受講料(実習料を含む)

日本看護協会員 : 1,117,600 円 (税込)

同 非会員 : 1,769,900 円 (税込)

※公益社団法人兵庫県看護協会 認定看護師教育課程規則により、納付金(入講料及び受講料)は期日までに全額納付しなければなりません。納入期限は、令和5年12月ごろを予定しております。詳細は、合格通知に同封する文書でお知らせします。

※納付金は、開講日以降に本課程を退学、若しくは本課程の入講を取り消した場合は返還できません。

※開講日以前に本課程の入講をやむを得ない事由により取り消した場合には、受講料（実習料を含む）の全額を返還します。

2) その他の経費

通学、実習のための交通費・宿泊費、パソコン等の機器・通信費、書籍等の教材費その他学習に必要な費用は自己負担となります。

3) 奨学金制度のご案内

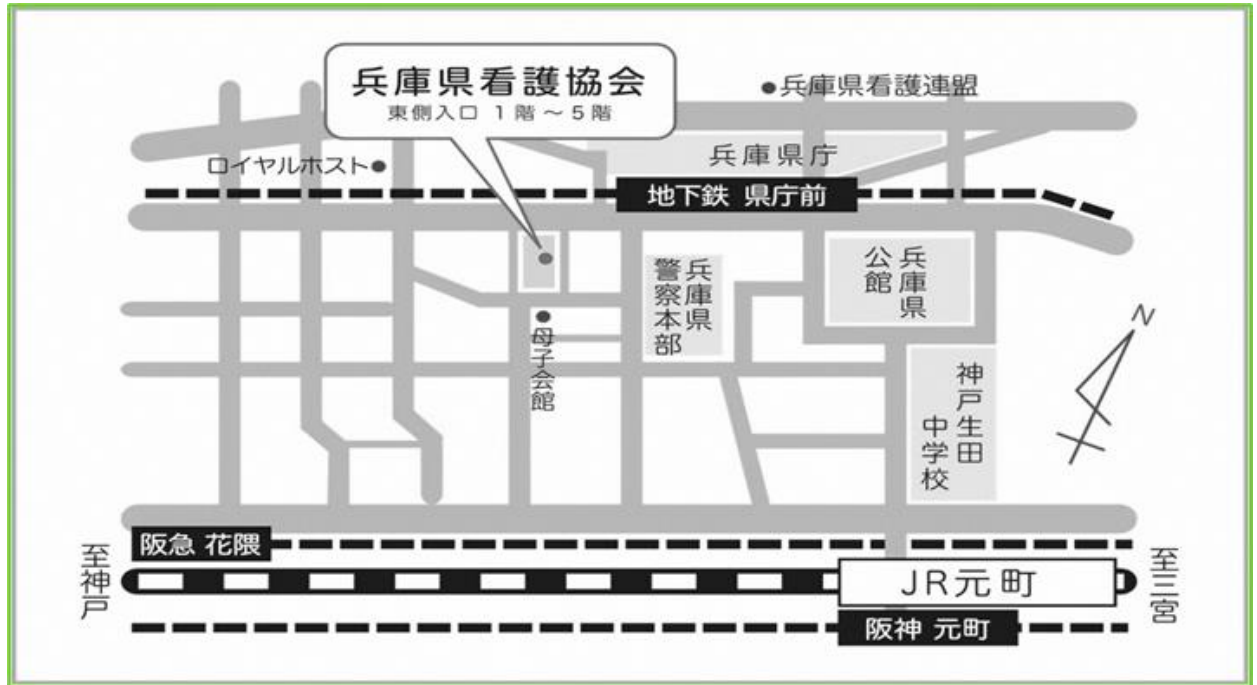
日本看護協会では、認定看護師教育課程の受講者に対して奨学金制度を設けています。
以下の URL をご参照ください。

(<http://www.nurse.or.jp/nursing/education/scholarship/index.html>)

8. 情報開示について

入講審査を受けた方で希望がある場合には、個人の入講審査得点を開示しています。開示申請方法、開示日程、開示方法等についての文書を合否結果通知時に同封します。

9. 案内図・問合わせ先



[神戸市営地下鉄] 県庁前駅 西出口 4 より徒歩 2 分

[J R] 元町駅 西出口 より山手方面へ徒歩 8 分

[私鉄] 阪神元町駅西出口 より山手方面へ徒歩 8 分、 阪急花隈駅東口 より山手方面へ徒歩 10 分

〈問合せ先〉

公益社団法人 兵庫県看護協会

認知症看護認定看護師教育課程 (B 課程) 担当

電話 078-341-0190

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 24 号